

道路工事、占用工事に伴う路面復旧工法の追加について

富士宮市内における道路工事、占用工事に伴う路面復旧工法を新たに追加します。

- 1 追加内容 仮復旧工法において路盤先行工法を追加する。

(追加内容)

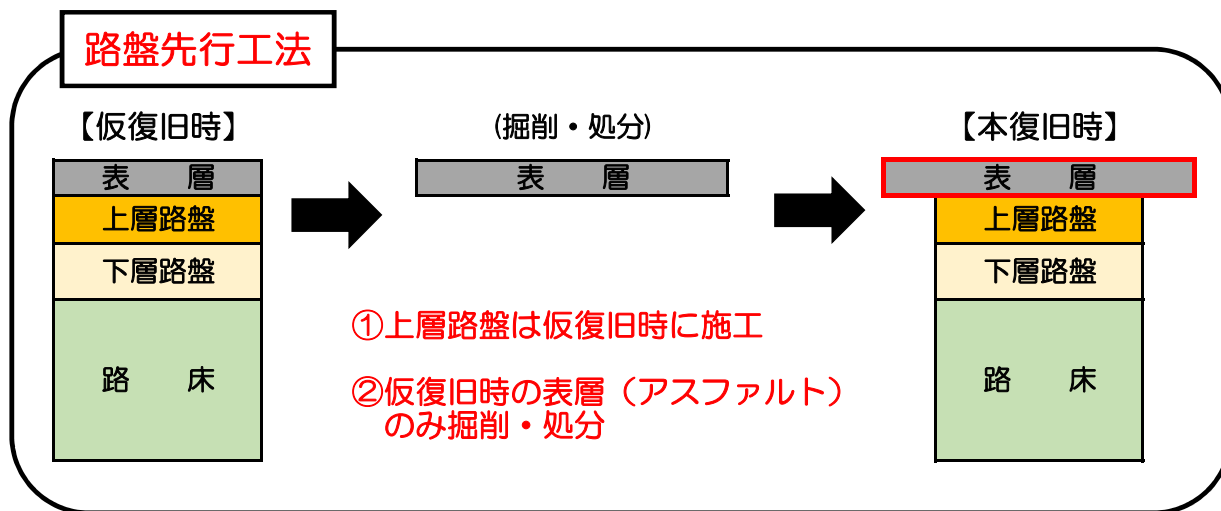
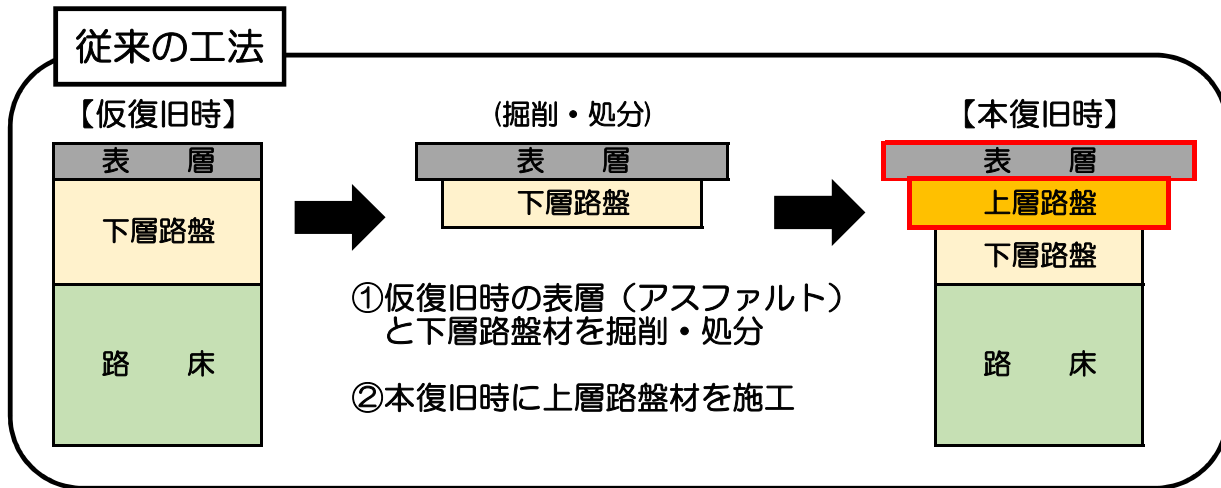
路盤部分を掘削幅で本復旧仕様にて施工し、路盤以下は本復旧時に改めて掘削を必要としない工法（路盤先行工法）の採用も可能とする。ただし、採用にあたっては、道路課と条件等について事前に協議することとする。

- 2 適用時期 令和6年4月1日以降の申請から適用する。

富士宮市都市整備部管理課管理係
担当：望 月
電話：0544-22-1156（直通）

路盤先行工法とは

※路盤部分を掘削幅で本復旧仕様にて施工し、路盤以下は本復旧時に改めて掘削を必要としない工法。



仮復旧の期間は1カ月以上とし、常に良好な路面状態を保つように努め、車両等による自然転圧を行い、完了後速やかに本復旧を実施すること。

やむを得ず仮復旧の期間が1カ月以上とれない場合については、1ランク上位の舗装構造にて本復旧を実施すること。

※上記により難しい場合は、採用にあたって、事前に道路課と条件等について協議すること。

富士宮市都市整備部道路課維持係
電話：0544-22-1161（直通）